

三鷹市国民保護協議会について

1 設置目的

三鷹市の区域に係る国民の保護のための措置に関して広く意見を求め、三鷹市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置している。平成19年3月に、この国民保護協議会での検討のもと、「三鷹市国民保護計画」を策定している。

2 設置根拠

- 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」
(国民保護法) <平成16年6月18日法律第112号>
- 三鷹市国民保護協議会条例(平成18年3月30日条例第6号)

3 所掌事務<国民保護法第39条>

- (1) 市長の諮問に応じて、三鷹市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
- (2) 重要事項に関して市長に意見を述べること。

4 会長

三鷹市長

5 委員

国民保護法第40条第4項に掲げる者の中から市長が任命する。
(三鷹市国民保護協議会条例により、30人以内)

6 国民保護協議会の運営

三鷹市国民保護協議会運営規程にて定めている。

7 その他

参考：法令等の制定経緯

- 平成16年 (国) 国民保護法制定
- 平成17年 (国) 国民保護基本指針 閣議決定
- 平成18年 (都) 国民保護計画策定
- 同年 (市) 国民保護協議会開催
- 平成19年 (市) 国民保護計画策定
- 平成27年 (都) 国民保護計画改定(オリパラ開催を見据えたテロ対策に係る部分)
- 平成28年 (市) 国民保護協議会開催
- 平成29年 (市) 国民保護計画改訂(都の計画変更反映等)
- 令和2年 (市) 国民保護協議会開催(書面会議)